

2025 年 6 月 24 日

各 位

大阪 市 中 央 区 瓦 町 三 丁 目 5 番 7 号
株 式 会 社 ア ド バ ン ス ク リ エ イ ト
代 表 取 締 役 社 長 濱 田 佳 治
(コード番号：8798 東証プライム、福証、札証)
(連絡先) 総合企画部長 曾我 啓介
電話 06-6204-1193

臨時株主総会招集のための基準日の取り消し及び再設定に関するお知らせ

当社は、2025 年 6 月 24 日、取締役会の書面決議において、2025 年 4 月 15 日付「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」（以下「4 月 15 日付開示」といいます。）にて設定いたしました基準日（2025 年 5 月 2 日（金曜日））を取り消すとともに、基準日から 3 か月以内に開催予定の臨時株主総会の招集のための基準日を 2025 年 7 月 10 日（木曜日）に再設定することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、臨時株主総会の開催に備え、当該臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2025 年 7 月 10 日（木曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、当該臨時株主総会において議決権を行使することができる株主といたします。

- ① 公告日：2025 年 6 月 25 日（水曜日）
- ② 基準日：2025 年 7 月 10 日（木曜日）
- ③ 公告方法：電子公告により当社ホームページに掲載いたします。

https://www.advancecreate.co.jp/ir/public_notice

2. 臨時株主総会の開催日時等について

臨時株主総会は上記 1 ②記載の基準日から 3 か月以内に開催する予定であり、開催予定日時、開催場所及び付議議案等につきましては、決定次第お知らせいたします。

3. 臨時株主総会の基準日の取り消し及び再設定の理由

当社は、2025 年 4 月 15 日付開示及び 2025 年 5 月 15 日付「上場維持基準（純資産基準）への適合に向けた計画に基づく進捗状況について」にてお知らせいたしましたとおり、債務超過の状態を早期に解消すべく、財務状態を抜本的に改善するための資本増強施策等の実行に向けた具体的な検討を進めており、株主の皆様に関連する議案をご審議いただくための臨時株主総会の開催を検討しております。

今般、資本増強施策等の実行に向けた具体的な検討に時間を要しており、臨時株主総会の開催が 2025 年 8 月 2 日以降となる見通しとなったことから、当初設定した基準日（2025 年 5 月 2 日（金曜日））を取り消すとともに、2025 年 7 月 10 日（木曜日）を基準日として再設定するものであります。

以 上